

教 習 生 各 位

平成 21 年 1 月 8 日

安全相互グループ事後業務推進センター
代理人 弁護士 前田 尚一
札幌市中央区南 1 条西 1 丁目 1 番地
コンチネンタルビル 9 階
TEL011-261-6234 FAX011-261-6241

教習再開に関する説明会のご案内

謹啓 取り急ぎ、ご連絡致します。

当職は、「安全相互グループ事後業務推進センター」の代理人として、株式会社愛育安全相互自動車学校（以下「安全相互自動車学校」といいます。）で実施されていた教習の再開に関する説明会の開催について、次のとおり、ご案内致します。

なお、当職は、平成 20 年 11 月 26 日付けで、皆様に、安全相互自動車学校の代理人として、同社の状況等について「御報告」を送付した弁護士ですが、今回のご案内内は、安全相互自動車学校とは別の立場で独自に行うものです。

1 札幌地方裁判所から破産手続開始通知書が送付されているとおり、同裁判所は、安全相互自動車学校の破産事件（平成 20 年(ワ)第 4120 号）について、同年 12 月 11 日午前 10 時、破産手続を開始しました。

安全相互自動車学校については、破産管財人が、同日付け「ご連絡書」で述べておられるとおり、破産管財人が「主体となった上で、教習の実施等の事業の再開をすることは事実上不可能」であり、また、「破産会社の破産手続においては、……・教習生各位に対する配当は見込まれない」といわざるを得ない状況です。

本来皆様に対し法的責任を負うべき安全相互自動車学校は、事実上対処のしようがないまま、法的にも消滅せざるを得ないというのが実状です。

2 しかしながら、安全相互自動車学校を中核として構成されていた安全相互グループと関わりを持っていた人々の中には、そのような結末を残念なことであると考える有志もおり、これまで、当職も、そのような有志と共に、教習を再開し、免許取得に向けて迅速に教習を受ける仕組みを整えることができなにか模索してきたところであります。

その結果、現時点でも、**二輪免許に関する教習については、指定自動車教習所を主たる会員として組織された公益法人である社団法人北海道指定自動車教習所協会において、一定の受け入れをあっせんして頂けることとなりました。**

二輪免許の教習生の原簿は、当事務所において保管中であり、当事務所にご連絡頂ければ、社団法人北海道指定自動車教習所協会の担当部署に取り次ぐことができますので、教習再開を希望される方は、当事務所まで電話でご連絡下さい。

また、**二輪免許以外の教習については、**当職が社団法人北海道自動車教習所協会（届出自動車教習所を主たる会員として組織された公益法人であり、上記「社団法人北海道指定自動車教習所協会」とは別の公益法人です。）の顧問弁護士でもあることから受け入れを要請したところ、既に早い時期において、社会的使命という観点から協力をして頂いており、**同協会札幌支部を通じて、別途費用が必要でありませんが、その額を最大限抑えて頂いて届出自動車教習所をあっせんして頂ける状況となっております。**

直ぐに、届出自動車教習所へのあっせんを希望される方は、の社団法人北海道自動車教習所協会札幌支部に電話して下さい（連絡先は後記1をご覧ください。）。

3 ただ、届出自動車教習所の協力による二輪免許以外の教習が実施できるのは、札幌運転免許試験場からコースを開放して頂いている平日の午前6時30分から午前7時30分及び午後4時から午後6時までのわずかの時間帯に限られており（土日祝日は使用不可。）、今後、教習の再開を希望される方が殺到した場合はすべてに対処することはできない可能性もあり（**届出自動車教習所の協力は、あくまで好意に**

よるものですので、**現状では、とりあえず、申込順で教習を再開し、物理的に困難となった場合は、受入れを中止せざるを得ません。**。また、上記時間帯では都合がつかない方には対応できないという現状にあります。

そこで、さらに、免許取得に向けて迅速に教習を受ける仕組みを整えていくためにも、より皆様の金銭的負担を少なくする上でも、安全相互自動車学校がこれまで使用していたコースを利用することが不可欠であります。従来どおりの地代を支払うことはもとより不可能であり、破産手続開始の申立て前に中断したものの、**コースの敷地所有者に、窮状をご理解頂いて、社会的見地から、優遇してこれを貸与して頂くことをお願い**していかなければならず、早急に交渉を再開したいと考えております。

そのような中、**全員の一日も早い免許取得を実現するためにこれまで活動してきた教習生のグループの代表と面談する機会が得られ、双方の意見を交換することができた**こともあり、としては、破産手続という裁判所の法的処理に委ねざるを得ない安全相互自動車学校とは全く別の独自の立場で、上記所有者はもとより、運転免許試験場、裁判所、破産管財人などの理解と協力を得ながら、**免許取得に向けて迅速に教習を受ける仕組みを整え、皆様の金銭的負担をできるだけ少なくするための活動を遂行**するため、「安全相互グループ事後業務推進センター」を立ち上げることに致しました。

なお、上記代表からの**教習生有志としての書簡**をお預かりしましたので、同封致します。

4 もとより、安全相互自動車学校が破綻したという現状において、全く同様の教習を実施することは不可能ですが、「安全相互グループ事後業務推進センター」は、許されるだけ免許取得に向けて迅速に教習を受けることができる仕組みを整えていくとともに、皆様の金銭的負担をできるだけ少なくするための活動をしていく考えです。

厳しい状況であり、不確定のまま、しかもどこまで条件が整うかも予測できない状態のままではあります。すべての条件の確定をまっぴの再開は、免許取得のタイミングを逃すことにもなりかねず、教習の性質上、現実的ではありませんので、

上記のとおり活動していくことと並行して、その時々**に成果として整えることができた条件を受け入れて教習再開を希望される方については、順次、直ちに教習を再開して頂く形をとっていきたいと考えております。**

5 以上簡単にご説明した、教習の再開についてついて、皆様に十分なご理解頂くため、次の日時・場所にて**説明会を開催**させていただきます。

なお、既に述べましたとおり、「安全相互グループ事後業務推進センター」は、有志が安全相互自動車学校とは法的に全く別の立場で、独自に教習の再開のために活動をして集まりであり、同説明会は、**受講料の返還など安全相互自動車学校に対する債権の取扱いに関する議論の場ではありません**ので、あらかじめご承知おき下さい。

日 時 平成 21 年 1 月 1 9 日 午後 2 時

場 所 北海道厚生年金会館 蓬莱の間

札幌市中央区北 1 条西 1 2 丁目

TEL 0 1 1 - 2 3 1 - 9 5 5 1 (代表)

当日は、社団法人北海道自動車教習所協会札幌支部の方にも参加頂き、教習再開をお急ぎの方については、その場での受付けも致したいと思ひます。

趣旨ご理解の上、多数の方が参加されることを期待しております。

なお、説明会の性質上、ご本人であるかを確認する必要があり、そのため、**必ず本状の封筒をご持参頂**くようお願い致します。

今後の状況等の情報は、**のHPで公表**（アドレスは、後記 2 をご覧下さい。）していく予定ですので、動向についてお見逃しのないよう、適宜ご確認下さい。

敬具

記

- 1 二輪免許以外の教習をすぐに希望される方の連絡先

〒006-0836

札幌市手稲区曙6条3丁目1-33

社団法人北海道自動車教習所協会札幌支部

TEL 011-694-6449

2 今後、情報を公開していく予定のHPのアドレス

<http://www.smaedalaw.com/ansou.htm>

以上